

議会報

ふつさ

No.

5

昭和45年5月20日
福生町議会事務局
☎ 0425-51-1511(代)



市制施行をめざし建設中の福祉センター

市制施行の促進に 関する議決

福生町が永い間、熱望してきた市制の施行、殊に地方自治法の一部改正による人口三万人以上を有する自治体の市への昇格が、議員立法をもつて去る三月二日の第六十三特別国会の衆議院本会議、統いて同月四日の参議院本会議において与野党一致して可決成立し、ここにその可能性が高まり住民のためにも誠に喜びに堪えない。

福生町議会は、衆参両院が示された本案成立に対する理解とご協力に対し、深甚なる謝意を表する次第であります。

想えば二年前に全国の同志相寄り新市制実現全国期成会を結成し、二百万関係住民を代表して百数十回に及ぶ国会陳情を重ね本運動を推進した日夜の努力の結果がここに実り感慨は一入である。

よってここに福生町議会は、市制実現早期賛成の民意を尊重し、地域住民の福祉の増進と文化的健康的な風格ある都市の実現を期して諸般の準備をすすめ、一日も早く「福生市」の市制施行を促進すべきであると決議する。

昭和四十五年三月二十五日

福生町議会

計としたものです。原案可決

議案第十六号 福生町国民健康保険条例の一部を改正する条例

この一部改正は葬祭費給付の改善のため、給付額を改定しようととするものです。この内容は被保険者が死亡したときに葬祭を行なう者に対し葬祭費として今まで「三千円」だったものを「五千円」と改めるものです。

原案可決

議案第十七号 福生町清掃条例の一部を改正する条例

厚生委員会に付託審議されました。提案理由は、汚物取扱料の一部無料化により改正するものです。内容は、一、事業所、生活世帯、汚物、占有者などの用語の意義を明確にしたことと二、容器の設置、占有者の便所の管理を義務規定したこと

三、ごみ手数料は、1.生活世帯（一般家庭）無料 2.事業所は一ヶ月の平均排出量が一五〇キログラム以下の場合は月額八〇円これをこえる排出量一〇キログラムに付一〇円を加算する。3.生活世帯に接続する事業所は月平均排出量が一五〇キログラムまで無料、一五〇キログラムをこえた場合に一〇キログラムに付一〇円。四、し尿汲取り手数料は、1.生活世帯（一般家庭）無料 2.事業所は一樽（三六リットル）五〇円、半樽（一八リットル）二十五円、3.生活世帯に接

続する事業所で便所が共同のとろ事業所に設備する便所を使用しているところ一樽（三六リットル）五〇円、半樽（一八リッタ）二十五円ただし世帯員一人について五〇円を控除する。五、犬ねこのなどの死体処理手数料は一頭につき二〇〇円。六、この条例の実施は四月一日からとするなどが主なものであります。原案可決

議案第十八号 福生町営住宅条例の一部を改正する条例

総務委員会に付託審議されました。提案理由は、公営住宅法の一部を改正する法律により改正するものです。内容は、一、公募の例外の規定を市街地再開発事業の施行による住宅の除却について認めたこと。二、使用期間が五年以上で最近二年間引き続き十一万円を越える高額所得者に對して明渡しの請求ができること（ただし、当分の間は「十二万円」を「十五万円」に期間を二年経過した以降とする）三、同居の親族で二万七千円を越える収入のある場合は合算すること、四、この場合高額所得者に対する他の適当な住宅のあつせんなどに努めること。

五、収入無申告者に對しては、雇主取引先、官公署に必要な書類を求めることが条例で規定したことなどあります。原案可決

き事件の指定に関する条例を廃止する条例

この条例廃止は、準駐車の当時町に通やすくを置くことになつて、議会の議決すべき事件の指定となつていましたが、現在の状況にそわいめ条例を廃止しようとするものです。原案可決

議案第二十号 青梅、羽村、福生地区都市下水路組合規約の変更について

これは組合の執行機関の組織から助役を削ったものです。原案可決

議案第二十二号 昭和四十四年度福生町一般会計補正予算（第六号）

議案第二十一号 昭和四十四年度福生町一般会計補正予算（第六号）

議案第二十三号 昭和四十四年度福生町公益賃屋特別会計補正予算（第一号）

議案第二十四号 昭和四十四年度福生町学校用地特別会計補正予算（第一号）

議案第二十五号 昭和四十五年度福生町水道事業会計補正予算（第三号）

議案第二十六号 昭和四十五年度福生町一般会計予算

各委員会に付託審議されました。予算総額は、歳入、歳出それぞれ十億四千万円で、地方債

限度額を三千七百三十万円、一時借入金の借入れの最高額を一億円とそれぞれ定めたものであります。主な内容としては、歳入において町税は所得の延び、固定資産の評価替え、家屋の新築、その他の自然増により二十一%増額がされました。そのほかの歳入については、国の予算の増加率に合わせ増額、各事業計画による補助金などがありますが、

じん芥、し尿処理手数料無料化による減額があり総合して昨年度当初予算より二十二・四%増額されました。一方歳出については経常経費を極力抑え積極的な建設費を計上したものであります。内容については、現時点においては所得額も未確定であり自然増のみとし、歳出においても療養給付費が主なもので昨年度当初予算より十四%の延びをみたものです。原案可決

その要点については別にお知らせします。原案可決

議案第二十七号 昭和四十五年度福生町国民健康保険特別会計予算

厚生委員会に付託審議されましたが、予算総額は、歳入、歳出それぞれ一億三千五百九十四万五千円で一時借入金の借入れ最も高額を五百萬円と定めたものです。内容については、現時点においては所得額も未確定であり自然増のみとし、歳出においても療養給付費が主なもので昨年度当初予算より十四%の延びをみたものです。原案可決

議案第二十八号 昭和四十五年度福生町国民健康保険特別会計予算

一般会計予算割合

〔歳入〕

〔歳出〕

区分	予算額	総額に対する割合	前年度比	区分	予算額	総額に対する割合	前年度比
町税	446,000	42.9	120.5%	議会費	25,735	2.5%	133.9%
自動車取得税	27,000	2.6	191.4	総務費	141,843	13.6	123.1
国有提供施設等助成交付金	55,000	5.3	122.2	民生費	179,998	17.3	119.1
地方交付税	165,000	15.9	159.1	衛生費	109,665	10.5	116.4
交通安全対策	2,400	0.2	△102.0	農林水産業費	9,253	0.9	126.5
分貢負担金	7,945	0.7	153.8	商工費	12,450	1.2	147.3
雇用促進料	12,594	1.2	△162.1	土木費	225,229	21.7	120.6
国庫支出金	92,154	8.9	△124.8	消防費	42,880	4.1	136.0
都支出金	120,885	11.6	196.7	教育費	223,091	21.4	110.8
財産収入	633	—	226.9	公債費	65,179	6.3	200.3
繰越金	35,000	3.4	109.4	予備費	4,677	0.5	152.2
諸収入	35,089	3.7	148.5				
町債	37,300	3.6	118.4				
操作入金	0	—	—				
計	1,040,000	100	122.4	計	1,040,000	100	122.4

福生町公益質屋特別会計予算

厚生委員会に付託審議されました。予算額は、歳入、歳出それぞれ二百万四千円となります。公益質屋は基金五百万円により貸付利子、流質物売却料子及び手数料によるものですが順調な運営をしていて実績により利子収入を十%増額となり、人件費その他の運営経費が賄われます。原案可決

議案第二十九号 昭和四十五年福生町福生都市計画福生土地区画整理事業特別会計予算

建設委員会に付託審議されました。予算額は、歳入、歳出それぞれ八千六百五十四万三千円となります。この歳入としては、加美平地区及び多摩河原地区保留地処分金と一般会計繰入

町長の施政方針(要旨)

福生町は町政施行以来本年でもつて満三十周年の輝かしい年を迎え、さらに三万都市法の成立により市昇格に希望あふれる新年度を迎えることができることは誠に意義深いものがあります。思うに一昨年五月より全国三十有余の町とともに、三万都市法の成立を期して参りましたが、幸にして去る三月二日及び四日におきまして全員賛成のもとに衆、參議院で可決成立いたしましたことは、議員各位ならびに町民の皆さまとともに心からお喜び申しあげます。

今後は関係方面のご厚意に対してもこの法律立法の趣旨に基づき、早期市制施行を実現すべきものと深く期しておりまして、これが準備のため役場の機構も小規模でありますが、所要の整備と拡充をはかり若干の経費を予算計上いたしました。

一方合併による広域行政の推進につきましても隣接各町に対し福生町の方をお説明し、合併に対する意思を表明して各町のご意見を聴取し、でき得るならば懸案の合併問題に有終の美を飾りたいと念願しています。次に本年度における施策の重点について申しあげます。

金です。歳出については一般管理費のほか、加美平地区事業費として前年度より大巾な減額となっていますが、確実な事業費として建物、工作物の移転補償費を計上し、方多摩河原地区事業費は、本年から積極的に事業を行なうための建設公社に対する事業委託料五千万円をはじめ工作物移転補償費などを計上したものです。原案可決

議案第三十号 昭和四十五年度福生町畜場特別会計予算

建設委員会に付託審議されました。予算額は、歳入、歳出それぞれ三千三百九十四万五千円となります。

歳入としては、と殺数の把握がむずかしく昨年の一割減となつていますが、最近業者が多く

なり使用料の値上げにより営業収入は大巾な増額となつたものです。歳出については、人件費、各種検査委託、衛生面から汚水、消毒槽などの工事費、作物被害補償などです。原案可決

議案第三十一号 昭和四十五年度福生町水道事業会計予算

厚生委員会に付託審議されました。四十五年度福生町水道事業会計予算は、収益的収支、資本的収支併せて予算額は、三億六千九百四十六万一千円であります。そのうち収益面では料金収入一億二千万円、企業債二億円が主なものでそれぞれ収入の大半を占めています。一方支出面では、第四期拡張事業費二億二千四百二十八万六千円の建設改良費と經常経費が主なもので

す。原案可決

議案第三十二号 昭和四十五年度福生町公共用地特別会計予算

予算額は、歳入、歳出それぞれ九万円で公共用地の先行取得を起債によりいたすものですが、マートル当り六千百六十二円買戻し条件付

議案第三十三号 財産の処分について

四十四年度福生町学校用地特別会計補正予算(第一号)の財産処分です。その内容は

議案第三十四号 市制施行の促進に関する決議

内容は別記のとおりです。

議案第三十五号 昭和四十四年度福生町水道事業会計補正予算(第四号)

原案可決

議案第三十六号 昭和四十四年度福生町福生都市計画福生土地区画整理事業特別会計補正予算(第五号)

原案可決

三、売払予定金額 金三億四百二十九万八千円以内(一平方メートル当り六千百六十二円

四、売払条件 買戻し条件付

五、売払先 東京都八王子市高倉町一、五二〇番地の三

財團法人 東京都新都市建設

各会計別前年度予算との比較

会計名	本年度	前年度	前年度比(%)	人口当り額(千円)
一般会計	1,040,000	850,000	122.4	27,410
区画整理会計	86,543	81,873	105.7	2,281
国保会計	135,945	108,728	125.3	3,583
と畜場会計	33,945	22,586	150.3	895
公益質屋会計	2,014	1,484	135.7	53
公共用地会計	90	90	100.0	0
水道事業会計	369,461	258,827	142.7	9,737
計	1,667,998	1,323,588	1,260	43,959

第一回定例会における一般質問は七人の議員により町政全般にわたり行なわれました。要旨はつぎのとおりです。

都市計画街路二二一街路の築造はどうなっているか

質問 二二一街路(米通り駅前交差点から神明社裏に通ずる道路)の完成こそ交通地獄の緩和の一助ともなり、併せて福生町の発展につき大きなプラスとなるではなかろうかと思うが、その後の築造についてどのように進捗しているか、四十六年度末までに完成できるか。町長 都道であり都と緊密な連絡により進めている、四十五年度予算により第一小学校より駅前通りまでの用地買収が完了する予定であり、工事施工については四十六年度完了するという都の考え方である。

巾員四メートル以下の道路舗装をされたい

質問 巾員四メートル以下の裏道路を町民サービスの面から舗装されたい。

町長 同感であるが、四十五年度において四メートル以上ならびに四メートル以下でも予算のあるだけ通学路を重点として舗装したいこの面については来年度以降も続けて重点的に取りあげて行く、将来、水洗式のし尿処理を解決するために下水道計画をどのように考えているか

質問 町の現状では、財政その他面から水洗式便所の解決は困難であると思うが、将来の解決の一案として下水道の長期的大計画を立てるべきだと思う、町長の考えを伺いたい。

下水道計画について建設省ならびに東京都において流域下水路計画により都下全域を水洗する構想を発表している、しかししながら処理場の位置で苦慮している。これが決まればただちに設計にかかりたい。

この経費については、現在福生町全般とすると約三十億かかり起債などによる長期計画になる。また受益者負担などのむずかしい問題がでると思う。

牛浜駅合理化計画の報道の真否について

質問 国鉄の合理化の波が牛浜駅に波及し、業務を民間に委託すると聞くが、地域開発により数年にして数倍の利用増が予想されるがこれ住民は大変不便になる。また橋上駅で通学路でもあり階段は大変危険であるが町長の考えを伺いたい。

町長 合理化案の中には東京直通を増發するという構想が含まれてゐる。これに伴なう改良工事が必要で、その経費に充てる主旨のようあり、日本交通観光(株)により人員を減らすことなく三人の駅勤務経験者で支障はないというこ

とである。なお橋上駅について

は、現在との駅の改良工事もそのようで降雪の場合の危険などについて対策を講じていかなければならぬと考える。

井上岩次郎氏の敷地のそ

の後の経過を説明願いたい

質問 井上岩次郎氏の敷地のその後の経過を説明願いたい。

土木都市計画課長 本来なら道路法により処理されるものであるが、当時の手続上のミスもあり、申請書は却下され

たが特別な事情を話した結果認められた話し合いがついたので近日中に処理ができると思

福生駅東口の早期開発をされたい

質問 町は、東口開発を唱えてから十年以上経過している。この間東口住民に有形無形の損害を与えたが、現在はどの程度まで進んでいるのか

また計画路線は区画整理方式で施行するのか、単独事業か。土木都市計画課長 測量の完了が本年三月でできあがるわけで、それを元にして事業計画を作成するだけでその時点で施行方法を定するようになる。

老人特別優遇制度の推進の考え方

質問 新市制実現の目途がつき、福祉センターも六月に完成の予定となつた現在、福祉政策に全力投球す

方について

質問 市政も間近であるが都下の市に昇格の六ヵ町をみると、当町人口は一番少ない、この際多摩河原の開発こそ人口増加の最後のチャンスである。この多摩河原開発をどのように計画されているか。

区画整理完成後の土地を地主が共同管理して、住宅供給公社、都住宅局の指導を受け高層住宅を建設し、一、二階を地主の収入として三階以上を家賃収入として、長期返済の方法を講じての住宅建設ができるものか。

町長 北多摩の町は、都心からの距離の点もあり住宅の誘致が非常に活発で人口が急増しているが、団地のためにいい面もあると同時に財政的に圧迫もある。下河原については、今具体的に住宅をどう

おいて住宅の建設が当然考えられる。個人所有の団地については、指図するわけに参らないが一部には、地主が共同で高層住宅を建てるようという話しも出ている。その場合は適切な指導をして参りたい。

町長 この問題は、あくまで福祉的見地からやっていきたい。保護世帯の場合がむずかしく、援助すると保護費を差し引かれる矛盾がある。しかしながら現在は、公共投資に追いつけない状況である

べき時期に入ったと思う。そこで特に立ち遅れている老人福祉対策について、第一点は、老人をいた

るべき時期に入ったと思う。そこで

特に立ち遅れている老人福祉対策について、第一点は、老人をいたるため老人特別優遇制度を設け満六十才以上の老人に老人手帳を発行し病気の場合の医療費を全額公費で負担する考え方があるが、第二点に、手帳をもつている老人が

調髪、映画、アンマ、ハリ灸、眼鏡、補聴器、義歯、杖などの費用

の半額公費負担の考えは、第三点は、福祉センターを利用する老人に対し、バスを購入し送迎の考え方

は、第四点は、福祉センターを利用できない悲惨な老人の格差を是正する考えは。

町長 この問題は、あくまで福祉的見地からやっていきたい。保護世帯の場合がむずかしく、援助する

と保護費を差し引かれる矛盾がある。しかしながら現在は、公共

投資に追いつけない状況である。しかししながら現在は、公共



3 小の通学路にもなっている牛浜橋上駅

また課の統合について、調査室の存続は、産業課と区画整理事業などの進展により商工経済的な課にする考えは、

町長 部制をひくのが理想であるが、多くの市の場合当初二、三年は課制のようだ、今のところ課制で参りたい、調査室についても当分このままで行く、産業課を商工課にすることについては、遠からず商工課にした方がよいと思う。

財政需用の増大に対する 財源対策は

質問 市制施行とともに今後相当な歳出が予想される、単年度における財政ではなく市制施行後における財政需用の増大にどう対処するか。

町長 市になると総ての支出が増大するが、交付税でかなり見込まれる。町から市になった増額は、おそらく三千万円位と思う。市に

なれば一層困る直結した連絡があるので、その利点がある。なおそろって市に昇格の場合は、競輪などの強力な運動もあると思う。

商店街育成のため補助金の増額を

質問 商工経済政策を大きく打ち出してもらい、先行投資的な助成をされることにより、将来大きな市の財源になると思う。平塚市の商店街を視察したが街路灯、アーチ

ワラ付街道の築造

用地買収を可決 第一回臨時会

昭和四十五年第一回臨時会は、二月十八日(水)に招集(会期一日)されました。この臨時会では専決処分、条例廃止、四十四年度補正予算四件、町道路線廃止、陳情書について審議しました。

議案審査とその結果

報告第一号 専決処分の承認を求めることについて

すでに建設工事の進んでいる福生第一小学校分校新築工事に防衛府の補助により、防音併行工事として機械室、二重窓など追加工事を金老千老百六拾万六千円で島嶼建設工業(株)と追加契約したものであります。

原案可決
議案第一号 福生町火災予防条例を廃止する条例

福生地区消防組合による、火

災予防条例が新らしく制定されましたので、福生町の火災予防条例を廃止しようとするものであります。

原案可決

議案第二号 昭和四十四年度福生町一般会計補正予算(第五号)

補正による総額は、十億六千八十三万一千円となります。追加補正額三百一千万七千円は、と畜場使用料の増加による才入で、と場周囲と水源地の万年耕工事をしようとするもの、及び作物の補償料が主なものです。

原案可決
議案第三号 昭和四十四年度福生町水道事業会計補正予算(第二号)

補正による総額は、三千五百七十三万一千円となります。追加補正額三百一千万七千円は、と畜場使用料の増加による才入で、と場周囲と水源地の万年耕工事をしようとするもの、及び作物の補償料が主なものです。

原案可決

議案第四号 昭和四十四年度福生町福生都市計画福生土地区画整理事業特別会計補正予算(第四号)

補正による総額は、二億九百五十八万三千円となります。追加補正額三百八十三万三千円は東福生線、延長一七〇〇メートル、中員六メートルの用地費、

原案可決

議案第六号 町道路線の廃止について

道路法にもとづき町道路線を廃止するものです。この道路は、町道一九一号線(福生町熊川字武藏野一、四一四番)の一

原案可決

多摩河原保留地処分予納金などの才入により、武藏野台地区区画整理事業の精算金還付金、田用水及び畜場排水路の切り廻し工事、全額都補助による都の第三工区事務所移転工事などであります。

原案可決

議案第七号 東福生線の廃止について

道路法にもとづき町道路線を

原案可決

議案第八号 町道路線の廃止について

道路法にもとづき町道路線を

原案可決

議案第九号 町道路線の廃止について

道路法にもとづき町道路線を

原案可決

議案第十号 町道路線の廃止について

道路法にもとづき町道路線を

原案可決

議案第十一号 町道路線の廃止について

道路法にもとづき町道路線を

原案可決

議案第十二号 町道路線の廃止について

道路法にもとづき町道路線を

原案可決

議案第十三号 町道路線の廃止について

道路法にもとづき町道路線を

原案可決

議案第十四号 町道路線の廃止について

道路法にもとづき町道路線を

原案可決

議案第十五号 町道路線の廃止について

道路法にもとづき町道路線を

原案可決

議案第十六号 町道路線の廃止について

道路法にもとづき町道路線を

原案可決

議案第十七号 町道路線の廃止について

道路法にもとづき町道路線を

原案可決

議案第十八号 町道路線の廃止について

道路法にもとづき町道路線を

原案可決

議案第十九号 町道路線の廃止について

道路法にもとづき町道路線を

原案可決

議案第二十号 町道路線の廃止について

道路法にもとづき町道路線を

原案可決

議案第二十一号 町道路線の廃止について

道路法にもとづき町道路線を

原案可決

議案第二十二号 町道路線の廃止について

道路法にもとづき町道路線を

原案可決

議案第二十三号 町道路線の廃止について

道路法にもとづき町道路線を

原案可決

議案第二十四号 町道路線の廃止について

道路法にもとづき町道路線を

原案可決

議案第二十五号 町道路線の廃止について

道路法にもとづき町道路線を

原案可決

議案第二十六号 町道路線の廃止について

道路法にもとづき町道路線を

原案可決

議案第二十七号 町道路線の廃止について

道路法にもとづき町道路線を

原案可決

議案第二十八号 町道路線の廃止について

道路法にもとづき町道路線を

原案可決

議案第二十九号 町道路線の廃止について

道路法にもとづき町道路線を

原案可決

議案第三十号 町道路線の廃止について

道路法にもとづき町道路線を

原案可決

議案第三十一号 町道路線の廃止について

道路法にもとづき町道路線を

原案可決

議案第三十二号 町道路線の廃止について

道路法にもとづき町道路線を

原案可決

議案第三十三号 町道路線の廃止について

道路法にもとづき町道路線を

原案可決

議案第三十四号 町道路線の廃止について

道路法にもとづき町道路線を

原案可決

議案第三十五号 町道路線の廃止について

道路法にもとづき町道路線を

原案可決

議案第三十六号 町道路線の廃止について

道路法にもとづき町道路線を

原案可決

議案第三十七号 町道路線の廃止について

道路法にもとづき町道路線を

原案可決

議案第三十八号 町道路線の廃止について

道路法にもとづき町道路線を

原案可決

議案第三十九号 町道路線の廃止について

道路法にもとづき町道路線を

原案可決

議案第四十号 町道路線の廃止について

道路法にもとづき町道路線を

原案可決

議案第四十一号 町道路線の廃止について

道路法にもとづき町道路線を

原案可決

議案第四十二号 町道路線の廃止について

道路法にもとづき町道路線を

原案可決

議案第四十三号 町道路線の廃止について

道路法にもとづき町道路線を

原案可決

議案第四十四号 町道路線の廃止について

道路法にもとづき町道路線を

原案可決

議案第四十五号 町道路線の廃止について

道路法にもとづき町道路線を

原案可決

議案第四十六号 町道路線の廃止について

道路法にもとづき町道路線を

原案可決

議案第四十七号 町道路線の廃止について

道路法にもとづき町道路線を

原案可決

議案第四十八号 町道路線の廃止について

道路法にもとづき町道路線を

原案可決

議案第四十九号 町道路線の廃止について

道路法にもとづき町道路線を

原案可決

議案第五十号 町道路線の廃止について

道路法にもとづき町道路線を

原案可決

議案第五十一号 町道路線の廃止について

道路法にもとづき町道路線を

原案可決

議案第五十二号 町道路線の廃止について

道路法にもとづき町道路線を

原案可決

議案第五十三号 町道路線の廃止について

道路法にもとづき町道路線を

原案可決

議案第五十四号 町道路線の廃止について

道路法にもとづき町道路線を

原案可決

議案第五十五号 町道路線の廃止について

道路法にもとづき町道路線を

原案可決

議案第五十六号 町道路線の廃止について

道路法にもとづき町道路線を

原案可決

議案第五十七号 町道路線の廃止について

道路法にもとづき町道路線を

原案可決

議案第五十八号 町道路線の廃止について

道路法にもとづき町道路線を

原案可決

議案第五十九号 町道路線の廃止について

道路法にもとづき町道路線を

原案可決

議案第六十号 町道路線の廃止について

道路法にもとづき町道路線を

原案可決

議案第六十一号 町道路線の廃止について

道路法にもとづき町道路線を

原案可決

議案第六十二号 町道路線の廃止について

道路法にもとづき町道路線を

原案可決

議案第六十三号 町道路線の廃止について

道路法にもとづき町道路線を

原案可決

議案第六十四号 町道路線の廃止について

道路法にもとづき町道路線を

原案可決

議案第六十五号 町道路線の廃止について

道路法にもとづき町道路線を

原案可決

議案第六十六号 町道路線の廃止について

道路法にもとづき町道路線を

原案可決

議案第六十七号 町道路線の廃止について

道路法にもとづき町道路線を

原案可決

議案第六十八号 町道路線の廃止について

道路法にもとづき町道路線を

原案可決

議案第六十九号 町道路線の廃止について

道路法にもとづき町道路線を

原案可決

議案第七十号 町道路線の廃止について

道路法にもとづき町道路線を

原案可決

議案第七十一号 町道路線の廃止について

道路法にもとづき町道路線を

原案可決

議案第七十二号 町道路線の廃止について

道路法にもとづき町道路線を

原案可決

議案第七十三号 町道路線の廃止について

道路法にもとづき町道路線を

原案可決

議案第七十四号 町道路線の廃止について

道路法にもとづき町道路線を

原案可決

議案第七十五号 町道路線の廃止について

道路法にもとづき町道路線を

原案可決

議案第七十六号 町道路線の廃止について

道路法にもとづき町道路線を

原案可決

議案第七十七号 町道路線の廃止について

道路法にもとづき町道路線を

原案可決

議案第七十八号 町道路線の廃止について

道路法にもとづき町道路線を

原案可決

議案第七十九号 町道路線の廃止について

道路法にもとづき町道路線を

原案可決

議案第八十号 町道路線の廃止について

道路法にもとづき町道路線を

原案可決

議案第八十一号 町道路線の廃止について

道路法にもとづき町道路線を

原案可決

議案第八十二号 町道路線の廃止について

道路法にもとづき町道路線を

原案可決

議案第八十三号 町道路線の廃止について

道路法にもとづき町道路線を

原案可決

議案第八十四号 町道路線の廃止について

道路法にもとづき町道路線を

原案可決

議案第八十五号 町道路線の廃止について

道路法にもとづき町

第一回臨時会、第一回定例会における、請願と陳情についてお知らせいたします。

採択されたもの

請願第一号 排水溝設置に関する請願書

この請願は、牛二町会内の排水溝設置と既設排水溝の改修を請願したもので、建設委員会に付託審議され、現地視察しての審議の結果、願意に副うよう善処方、努力願いたい、との意見をつけて採択として町の方に送付しました。

提案者 福生町牛浜

一五三

牛二町会長 藤田
鑒氏外四九名

陳情第一号 学校医手書

当増額に関する陳情

提出者 昭島市東町一の一五
二三、全駐労東京地区本部執行委員長 慶野廸殆氏

継続審査となつたもの

請願第二号 町道舗装に関する請願書

この陳情は、学校医手当を月額六、〇〇円以上に増額を陳情したもので、総務委員会に付託審議の結果、願意に副うよう善処方、努力願いたい、との意見をつけて採択として町の方に送付しました。

提出者 福生町熊川一、三一五

大和照造氏外五〇名

陳情第七号 行政区域の変更に関する陳情書

提出者 青梅市西分町三丁目一
〇三番地、社団法人西多摩医師会 会長 小泉 新策氏

福生町志茂一六九番地

理事 石川 孝明氏
陳情第十号 駐留軍労働者の雇用安定対策の抜本的確立と離職後の援護措置の充実ならびに財團法人東京駐留軍離職対策センタ一育成強化に関する陳情書

この陳情は、駐留軍労働者の最近の基地情勢に一層の不安と生活の危機に直面しており、生活権を確保するため、抜本的な雇用安定策を確立し、離職対策の拡充強化に万全の措置を講ぜられるよう陳情したもので、総務委員会に付託し、三回にわたり関係者の意見を聞き、連合審査会を開くなど慎重審議の結果、駐留軍関係労働者の現況を考慮し、願意に副うよう努力されたい。ただし減税措置については、法の許す範囲とする、との意見をつけて採択とし町の方に送付しました。

新しく委員会付託となつたもの

陳情第二号 タバコ消費税增收対策のための自動販売機購入に関する陳情書

提出者 福生町本町一四二
協議会代表 内田三三三氏外五一名

五八名
陳情第三号 在日朝鮮公民の帰国事業の再開並びに祖国往来に関する陳情書

提出者 福生町本町三六
協議会代表 内田三三三氏外五一名

議会を傍聴しましよう

第2回定例会は
6月に開かれます

請願第一号 排水溝設置に関する請願書

この請願は、牛二町会内の排水溝設置と既設排水溝の改修を請願したもので、建設委員会に付託審議され、現地視察しての審議の結果、願意に副うよう善処方、努力願いたい、との意見をつけて採択として町の方に送付しました。

提案者 福生町牛浜

一五三

牛二町会長 藤田
鑒氏外四九名

陳情第一号 学校医手書

当増額に関する陳情

提出者 昭島市東町一の一五
二三、全駐労東京地区本部執行委員長 慶野廸殆氏

継続審査となつたもの

請願第二号 町道舗装に関する請願書

この陳情は、学校医手当を月額六、〇〇円以上に増額を陳情したもので、総務委員会に付託審議の結果、願意に副うよう善処方、努力願いたい、との意見をつけて採択として町の方に送付しました。

提出者 福生町熊川一、三一五

大和照造氏外五〇名

陳情第七号 行政区域の変更に関する陳情書

提出者 青梅市西分町三丁目一
〇三番地、社団法人西多摩医師会 会長 小泉 新策氏

福生町志茂一六九番地

新しく委員会付託となつたもの

陳情第二号 タバコ消費税增收対策のための自動販売機購入に関する陳情書

提出者 福生町本町一四二
協議会代表 内田三三三氏外五一名

五八名
陳情第三号 在日朝鮮公民の帰国事業の再開並びに祖国往来に関する陳情書

提出者 福生町本町三六
協議会代表 内田三三三氏外五一名

十億四千万円一般会計予算の要点

昭和四十五年度一般会計予算十億四千万円は、各委員会に付託され慎重審議されました。が経常経費を除く予算に盛り込まれた要点はつぎのとおりです。

○総務費 交通安全対策として、交通安全指導関係費の増額、広域行政及び市制準備費、町政三十周年記念行事として町政要覧の各家庭配布、防犯灯維持費の五〇%補助などです。

○民生費 福祉センター三階部分庭園など四十五年度分の工事、備品、運営経費、第五小学校西側に用地一、一五五平方メートル、建築面積三三〇平方メートルの町立下河原保育園の建設費などです。

○商工費 来年四月から実施しようとする商店街が発展するため確実な資料を得る福生町商店街広域診断の経費、七夕まつり及び福生音頭バレード委託料の増額などです。

○土木費 一般町道改良工事として巾員四メートル以上の全路線及び巾員四メートル以下の主要通路四十三本の舗装整備費、交通安全施設として外灯、カーブミラーなどの設置工事、今夏期までに策定される柳山公園内の長さ二五メートル、巾一三メートル、六コースの水泳ブルールは総て完成します。志茂の大堀から玉川上水を推進工事により内経二、三〇〇ミリ、延長九五メートルにわたり施工する中央幹線排水工事費などです。

○消防費 消防団分団活動交付金の設立、都の退職金支給に該当しない十五年末満の団員に対する退職記念品代などです。

○教育費 年度から開設される小、中学校教育相談準備経費各小学校教室六、職員室一、建築面積五五五平方メートルの第一小学校分校増築工事鉄筋コンクリート造り四階建普通教室四、特別教室二、建築面積六二一平方メートルの第五小学校増築工事、神明神社一帯の文化財調査委託料などです。

「議会報ふつさ」第五号をお届けいたします。

本号は第一回定例会を中心におけられました。

第一回定例会には多数の傍聴の方が見えましたが、おいでになれない方々に議会の活動を知つていただきたいとの願いをこめて編集いたしております。

議会報に対する皆さまのご意見をお寄せください。

第一回定例会には多数の傍聴の方が見えましたが、おいでになれない方々に議会の活動を知つていただきたいとの願いをこめて編集いたしております。

議会報に対する皆さまのご意見をお寄せください。